

議案第90号

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

## 小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例

小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第36号を第37号とし、第35号の次に次の1号を加える。

(36) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項、第78条第4項及びこれらの規定を準用する法令の規定による交付手数料 以下に定める額

ア 複写機による複写（単色） 用紙（日本工業規格A3以下に限る。）

1枚につき 10円

イ 複写機による複写（多色） 用紙（日本工業規格A3以下に限る。）

1枚につき 50円

ウ 電磁的記録媒体への複写 複写機による複写（単色，多色を問わない。）

によってするとしたならば，出力される用紙（日本工業規格A3以下に限る。）1枚につき 10円

第6条第2項第4号中「市長」を「市長（法令に減免の判断権者の定めがある場合は，当該判断権者）」に改める。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。